

デジタルマーケティング規程

第1条〔目的〕

本規程は、BリーグおよびB1クラブおよびB2クラブ（以下「各Bクラブ」という）によるウェブサイト上におけるチケットおよびグッズ等の販売等（以下「デジタルマーケティング」という。）に関するBリーグおよび各Bクラブ間の法律関係について定めることを目的とする。

第2条〔システム利用のライセンス〕

- (1) デジタルマーケティングに用いる基幹システムについては、ぴあ株式会社（以下「ぴあ」という。）が提供する「ファンビジネスプラットフォーム」（以下「本システム」という。）を用いるものとし、Bリーグがぴあとの間で契約を締結することにより、ぴあから本システムの利用についてのライセンスを受け、各Bクラブは、本規程に基づき、Bリーグから本システムの利用についてのサブライセンスを受ける。
- (2) 本システムの不具合に関連して各Bクラブが損害を被った場合、Bリーグは当該損害について何ら責任を負わないものとし、当該損害についての賠償請求はBリーグとぴあ間の契約に従ってBリーグを通じてぴあに対してなされるものとする。
- (3) 各Bクラブは、本システムの不具合に関連して損害を被ったときは、速やかにその旨をBリーグに通知するものとし、その対応についてはBリーグの指示に従うものとする。

第3条〔ぴあへの業務委託〕

各Bクラブは、ぴあと直接契約を締結することにより、当該Bクラブのチケット販売業務、ファンクラブ管理業務、関連グッズ等のウェブサイト上での販売業務をぴあに対して委託するものとする。

第4条〔チケット販売業務の相互業務委託〕

Bリーグおよび各Bクラブは、顧客のアクセスの容易性の確保およびチケット販売機会の最大化の確保の観点から、それぞれが主管する試合のチケットの販売を相手方のウェブサイトにおいて行うことを相互に相手方に対して委託するものとする。当該業務委託の対価は、無償とする。Bリーグおよび各Bクラブは、当該受託業務を善良なる管理者の注意を以て遂行するものとするが、当該受託業務について何らかの不履行があったとしても、委託者に対して何ら責任を負わないものとする。

第5条〔グッズ等販売業務の相互業務委託〕

Bリーグおよび各Bクラブは、顧客のアクセスの容易性およびグッズ等販売機会の最大化の確保の観点から、それぞれが取り扱うグッズ等の販売業務を相手方のウェブサイトにおいて行うことを相互に相手方に対して委託するものとする。当該業務委託の対価は、無償とする。Bリーグおよび各Bクラブは、当該受託業務を善良なる管理者の注意を以て遂行するものとするが、当該受託業務について何らかの不履行があったとしても、委託者に対して何ら責任を負わないものとする。

第6条〔個人情報の共同利用〕

本システムを用いたデジタルマーケティングにあたっては、BリーグならびにB1クラブ、B2クラブおよびB3クラブを横断した統合顧客データベースを構築し用いることに鑑み、各Bクラブは、各BクラブのチケットサイトやECサイトを利用する者が遵守すべき規約（以下「クラブ利用規約」という。）において、少なくとも以下のとおり個人情報の共同利用について定めなければならない。なお、各Bクラブは、共同利用する情報項目について、Bリーグの指示に従うものとする。

① 共同利用する者の範囲

B1クラブ、B2クラブ、B3クラブ、Bリーグおよび日本バスケットボール協会

② 共同利用する情報項目

(i) 連絡先情報等

- (a) 氏名
- (b) 住所
- (c) 年齢または生年月日
- (d) 性別
- (e) 電話番号、メールアドレスその他の連絡先情報
- (f) アカウントへのアクセス者の本人確認に必要な会員ID、パスワードその他の情報
- (g) その他当該Bクラブが指定する会員に関する情報

(ii) 利用履歴等

- (a) 当該Bクラブの各サービスの利用履歴、アクティビティに関する情報
- (b) カスタマーサポートの利用時のやり取り

(iii) クッキー等

当該Bクラブの各サービスにアクセスする際のクッキー、IPアドレス、ブラウザの種類、ブラウザの言語、参照ページおよび出口ページ、プラットフォームの種類、クリック数、ドメイン名、ランディングページ、ページ閲覧

数およびページの閲覧順序、各ページのURL、特定のページの閲覧時間、アプリもしくはウェブサイトの状況および当リーグのアプリもしくはウェブサイトにおけるアクティビティを行った日時その他の情報

③ 共同利用の目的

- (i) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等の提供、連絡および関連する規約等の変更などの重要な通知のため
- (ii) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等その他のバスケットボールに関する商品・サービス等の開発、提供、メンテナンスおよび向上に役立てるため
- (iii) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等その他のバスケットボールに関する商品・サービス等の広告の開発、配信・提供およびその成果確認のため
- (iv) 本人確認、認証サービスのため
- (v) アンケート、懸賞、キャンペーンの実施のため
- (vi) マーケティング調査、統計、分析のため
- (vii) システムメンテナンス、会員からの問い合わせ対応のため
- (viii) 不正行為または違法となる可能性のある行為を防止するため
- (ix) Bリーグまたは当該Bクラブの利用規約を執行するため
- (x) その他、Bリーグまたは当該Bクラブの各サービスにおいて定める目的のため

④ 共同利用の管理責任者

当該Bクラブ

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制 定〕

平成28年6月1日